

2023 年 9 月 4 日

こども家庭審議会 基本政策部会 第 8 回
「こども大綱」中間整理（案）への意見書
岸田雪子

中間整理案について 8 項目の意見を記した後、p.3 以降に項目ごとの修正案を提案します。

(1) こどもが、こどもの権利を学ぶ

：中間整理において「こども大綱の使命」とし「こどもや若者を権利の主体として認識」し、その権利の保障を明記し、また重要事項として「学校教育においてこどもの権利に関する理解促進」を明記したことは重要である。同時に、基本的な方針の中でも、こども自身が自分ごととして、こどもの権利を学ぶことの記載が必要であると考えます。また、中間整理において「虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力」を権利の侵害として位置づけたことも重要である。さらに重大な事態に陥る前に、侵害の抑止と救いの手立てを保障することによって、全てのこどもの健やかな育ちを保障することにつながる。この点、こどもは発達特性上、弱い立場にあること、こどもの自死やいじめ、虐待などの権利侵害が深刻化している国内の現状を十分に踏まえる必要がある。

(2) こどもと関わる大人が、こどもの権利を学ぶことの重要性

：中間整理において、こども基本法やこどもの権利条約、こどもの権利についての広く社会的な周知について記載されていることは重要である。一方でこどもたちは、多くの時間を学校や園、家庭、施設等で過ごす。その日常の遊びや学び、生活の中で「話を聞いてもらえる」「自分で選ぶ」「自分で決める」「自分の意見により周囲に影響を与えることができる」「意思決定に参加する」等の機会を大人が作り、好奇心や探究心を育てることができるよう、こどもと関わる教職員、教諭、保育士、福祉施設職員、保護者等の大人への情報支援、養成課程や保育・教育の指針、研修等が必要となる。これらは、広く社会一般への周知とは別個に推進が必要で、こうした取り組みは不適切な保育や養育、体罰等の行きすぎた指導の予防につながるものであることを重視する必要がある。

(3) 少子化対策と「こどもまんなか」について

：少子化対策は、今を生きるこどもの育ちを支える保護者への支援の側面と、こどもが成長した将来のライフコースの選択肢としての出産・子育て支援の側面がある。中間整理でも示されるようにこども・若者は自立した個人として自己選択・自己決定・自己実現の主体として尊重されるものであり、出産・子育ては 100%個人の自由である。また現実の家族の形も多様である。こども・若者のライフコースの選択肢も多様であることが尊重されるよう、より慎重な配慮が必要である。

(4) 子育て支援について

：子育て支援策は子育て当事者の視点にたち、少子社会が 30 年以上継続している“子育てすることが損する”社会からの脱却を目指し、現状で不足している支援も十分に拡充する、という観点で子どもと保護者のウェルビーイングの実現を図る必要がある。「経済的負担を削減し、公教育無償化に近づける」「子育てを親だけに背負わせずに社会で支える」「子育てでキャリアの不利益を作らない」ことを基本理念とした施策の推進が必要であると考え。給食費は無償化に向けて課題の整理を行うこと。また育児休業は制度の充実の必要性とともに、休業後に復帰した際に希望するキャリアを続けられる保障がなければ取得しにくいものになってしまうことに留意し、組織のトップや管理職の協力を促す必要がある。

(5) 子どもや家庭の困難の「要因」の記述について

：いじめ、不登校、非行の「要因」を「子どもの発達障害」や「保護者の精神疾患」等と関連があるかのように明示することは、偏った見方につながりかねず、当事者を苦しめたり、むしろ課題解決の障害となるおそれもあり、地方行政や、社会への影響を鑑みても削除と修正が必要であると考え。

(6) 自殺対策について

：子どもが自らの命をたつまでに至る自殺が、日本では 15 歳以上 30 歳未満の死因のうち半数を占め、死因の第一となっている。「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」が「子どもまんなか社会」であると中間整理で定義づけている通り、子ども大綱の中で、より重大な事態として捉えなければならない。少子社会にも関わらず、自死を選ぶ子どもの数が増えている現状は、現在の体制では命を救いきれていない現実を示しており、より積極的に、子どもが生きることを阻害する要因を取り除き、子どもを救う体制の整備が求められる。

(7) 不登校の子どもへの支援

：中間整理で記される通り、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の学びの場の強化は重要である。一方、登校を希望しながらも、学校生活に困難さを感じる子どももおり、困難さに寄り添い、学校内の課題解消につなげる支援や指導の強化も同時に求められる。

(8) 結婚支援について

：「子どもまんなか社会」は子ども・若者を自立した個人として自己選択・自己決定・自己実現の主体として尊重するものであり、ライフコースも、また現実の家族の形も多様である。結婚支援は、出産や子育て支援とは異なり、自己決定以前にライフコースを推奨する意味合

いをもつものであり、公金による支援の必要性には慎重な検討が求められる。こども大綱を推進するための安定的な財源について、社会全体で費用負担のあり方に理解を得る必要がある中で、予算の適切な配分という観点からも、検証が必要である。

【項目ごとの修正の提案】

(1) こどもが、こどもの権利を学ぶ

◎p. 6

不安や悩みを抱えたり、困難にぶつかっても、周囲のおとなや社会にサポートされる。

→不安や悩みを抱えたり、困難にぶつかっても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えることができる。

◎p. 6

虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、差別されたり孤立したり、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる。

→虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力などから守られ、助けられる手段をもち、差別されたり孤立したり、貧困に陥ることなく、安全に安心して暮らすことができる。

◎p. 8

こども・若者が、自らの心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を得られるようにし、

→こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学べるようにし、

◎p. 8

虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守る。

→虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪や性暴力などの権利の侵害からこどもを守り、救済する。

◎p.13

学校教育においてこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

→学校教育においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えた時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利教育を推進する。

(2) こどもと関わる大人が、こどもの権利を学ぶことの重要性

◎p, 8

こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こどもや若者、おとなに対して広く周知し、社会全体で共有を図る。

→こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、教育や保育に関わる者や子育て当事者等こどもに関わる全ての大人が深く理解しこどもと向き合うことができるよう施策を講じるとともに、こどもや若者、おとなに対して広く周知し、社会全体で共有を図る。

◎p.14

保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなのほか、広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知する。

→保護者や教職員、幼児教育や保育に携わる者などこどもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなが、こどもが乳幼児期から生まれながらに権利の主体であることを理解し、多様な人格を持った個として尊重しながら向き合うことができるよう、情報支援や学習、研修等を推進する。また広く社会に対しても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを社会全体に周知する。

◎p30

国や地方自治体が様々な機会を捉えてこどもや若者の社会参画と意見反映の促進に取り組み、そのことを社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

→国や地方自治体が様々な機会を捉えてこどもや若者の社会参画と意見反映の促進に取り組み、そのことを社会全体に広く発信すると同時に、学校や園、家庭、施設等こどもに身近なおとなが日常の中で、こどもや若者の意見に耳を傾け、こどもが自らによって環境に変化をもたらすことができる経験を積むことができるよう、こどもや若者の社会参画や意見反映の意義や重要性等について、情報支援や研修等を推進する。

(3) 少子化対策と「こどもまんなか」について

◎p.5

「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている」

→「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくるこどもや今を生きているこどもとともに若い世代を真ん中に据えていくことが求められるとされている」

(理由：ライフコースは多様であるため)

◎p.7

こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、

→こども大綱の使命は、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、

(理由：子育て支援の重点化)

◎p.9

子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、若い世代にとって、子育てに安心感を持つことができ、ひいては、将来の結婚あるいはこどもを産むことや育てることへの希望と見通しを持つことができるようになることにもつながる。

→子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと保護者のウェルビーイングに欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。

(理由：現在の親支援の必要性と、将来のライフコースは分けて捉える必要)

◎p11

若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

→若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。

(理由：ライフコースは多様であるため)

◎p.25

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期である。また、学びや就職・結婚・出産・子育てなど様々な人生における大きなライフイベントが重なる時期である。

→青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、高等教育や就職などで新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、また様々なライフイベントが重なる時期である。

(4) 子育て支援について

◎p.23

学校給食無償化の課題の整理等を行う。

→また格差解消と子育ての経済的負担を削減する観点から、学校給食無償化に向け課題の整理等を行う。

◎p.28

職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、

→職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使え、復帰後も希望するキャリアを継続できるよう、

(5) こどもや家庭の困難の「要因」の記述について

◎p.10

こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、発達障害などのこどもの要因、保護者の精神疾患などの家庭の要因、虐待などの家庭内の関係性の要因、生活困窮などの環境の要因といった様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤独孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり

→こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、孤独孤立といった様々な形態で表出するものであり

(6) 自殺対策について

◎p.19

こどもの自殺対策については、自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に進めていくとともに、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育…

→こどもの自殺は、こどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる

「こどもまんなか」社会を築く上で、危機的な課題である。自殺総合対策大綱に基づく取組を着実に進めていくとともに、いじめや孤独孤立などの生きることを阻害する要因を取り除き、こどもを救う体制の整備、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育…

(7) 不登校のこどもへの支援

◎p25

不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行う。

→不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行い、困難の解消につなげるよう支援や指導を強化する。

(8) 結婚支援について

◎p27

結婚の希望がかなえられない大きな理由の一つは「適当な相手にめぐり合わないから」であり、見合い結婚や職縁結婚が減少した中で、多くの地方自治体等において行われている出会いの場・機会の創出支援について、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援を充実させる。

→結婚の希望がかなえられない大きな理由の一つは「適当な相手にめぐり合わないから」である一方で、求める重要な対策としては「安定した雇用」や「賃金の引き上げ」を上げる声も多い。未婚者への見合い結婚や職縁結婚が減少した中で、多くの地方自治体等において出会いの場・機会の創出支援が行われているが、より広域での展開、官民連携、伴走型の支援について効果を検証する。

以上